

県民泊まってお出かけキャンペーン やまがた夏旅 精算マニュアル(宿泊施設様)

以下換金請求書に記載していただく、お客様の顧客コードをご案内いたします。

顧客コード	←顧客コードは換金請求書に記載する番号です。
お客様名	

1 換金受付期間

県民泊まってお出かけキャンペーン～やまがた夏旅～換金受付期間
令和3年6月30日(水)～令和4年1月14日(金) ※消印有効

- 受付期間を過ぎてからの手続きには応じられませんので、必ず期間内にお手続きください。
- 特に事業終了前の夏旅クーポン(例 最終配布日12月31日(金)、使用期限1月6日(木))は換金受付期限(令和4年1月14日(金))までの期間が短いのでご注意ください。

2 換金方法

(宿泊施設様)

事務局からお送りしている封筒をご利用
いただき下記書面を同封してください。

- ・換金請求書(複写式の1枚目)
- ・利用申込書(様式第1号)(原本)
精算に係る利用者分全て同封してください。
- ・使用済みの春旅・夏旅クーポン(現物)
※利用がある場合のみ

換金請求書

様式第1号

夏旅クーポン



春旅クーポン



※事業者様の控えとして、利用申込書(様式第1号)、春旅・夏旅クーポンのコピーを保管して下さい。

【6月以降、精算可能なクーポン(4種類)】

- (1) やまがた夏旅クーポン(宿泊証明書)・・・ブルー
- (2) やまがた夏旅クーポン(日帰り旅行証明書)・・・オレンジ
- (3) やまがた春旅クーポン(宿泊証明書)・・・グリーン
- (4) やまがた春旅クーポン(日帰り旅行証明書)・・・ピンク

※6月以降、「やまがた春旅クーポン」と「やまがた夏旅クーポン」が混在して使用されることとなりますが、クーポンに記載された有効期限内であれば、どちらも使用可能となり、精算に対応いたします。

3 換金手続き時の注意事項

- 下記の場合は、換金手続きができませんので、ご注意ください。
 - ・春旅・夏旅クーポン原券のないもの。
 - ・春旅・夏旅クーポン原券に「表面の宿泊日又は旅行日、クーポン有効期限、宿泊施設又は旅行代理店署名・押印、利用者様署名・押印」「裏面の加盟店施設様記入欄」に記載がないもの。
- 換金請求書の記入例(本マニュアルP2)を参考に、換金請求書に必要事項を記入して、送付してください。※顧客コードの記入をお願いします。未記入の場合、振込作業に時間を要します。
- 振込みまでの期間は締め日から約30日以内に、登録いただいた口座に振り込みます。

※精算書類に不備がある場合、振り込みまで日数を要します。

確認いただく点

(表) ※日帰りクーポンも同様

宿泊証明書 兼 県民泊まって出かけキャンペーン
～やまがた夏旅クーポン～ 2,000円分

宿泊日 令和 年 月 日 クーポン有効期限 令和 年 月 日

宿泊施設名 印

署名欄
署名欄 印
署名欄 印

表面に、宿泊日(旅行日)、有効期限、宿泊施設名(旅行会社名)、お住いの市町村、署名欄が記入されていることを確認してください。

(裏) ※日帰りクーポンも同様

(利用条件)
・本券にて、1回に限り「やまがた夏旅～キャンペーン加盟店施設にて2,000円分の割引額にご利用いただけます。2,000円未満のご利用にはなりません。
・本券をご利用いただく際は必ずお住いの市町村とお名前をご記入の上、利用店舗前に送付いただきますようお願いいたします。署名がないものはご利用いただけません。
・本券の適用、前次、減額、又は換金、返還、換金等に際して事務処理で責任を負いません。
・利用有効期限は宿泊日より有効です。有効期限を過ぎた場合はご利用いただけません。
・本券を利用して購入した商品または、サービスの返金または、サービスの返金はできません。
・利用できない加盟店施設は別途HPにてご確認ください。 <https://yamagata-horutabi.com/>
・不正利用が発見した場合、刑事上の対象となる場合がございます。

(加盟店施設)
・本券をご利用いただいたお客様より2,000円を差し引いた額で精算をお願いします。
・2,000円未満の購入額にお釣りを出す必要はありません。
・利用時の現金精算を行うては、現金精算額となりますので、本券であるかどうか必ず確認を行ってください。
・本券の適用、前次、減額、又は換金、返還、換金等に際して事務処理で責任を負いません。
・精算は別途加盟店施設HPにてご確認ください。事務処理をお願いします。
・このクーポンは「県民泊まって出かけキャンペーン～やまがた夏旅～」の名称が変更になっても、利用可としています。

加盟店施設 記入欄
利用日 宿泊施設名
店名 印

処理年月日 担当者

裏面に加盟店施設記入欄が記載されているか確認してください。

換金請求書の記入例

① 顧客コード

本書面P1に記載されているNOを記入してください。

① 今回の精算に係る宿泊割引クーポン利用枚数を記載してください。
※お客様が記載した利用申込書を添付してください。

※①に記載した枚数と利用申込書記載の枚数総計が一致しないと精算の受付ができません。

② ①の枚数に500円を乗じた金額を記載してください。

③ 利用された春旅・夏旅クーポン枚数を記入してください。

※利用された春旅・夏旅クーポン現物を添付してください。

④ ③の人数に2,000円を乗じた金額を記載してください。

⑤ ②+④の合計額を記載してください。

県民泊まって出かけキャンペーン～やまがた春旅・夏旅～
換金請求書

令和 年 月 日

やまがた春旅事務局 宛

① 本券者(店舗)名
顧客コード
〒 印
代表者名 印

下記のとおり申請いたします。

※利用申込書(宿泊・日帰り割引クーポン)

① ① 利用枚数 _____ 枚
② ② 割引クーポン精算額 _____ 円 (=①利用枚数×500円)

※やまがた春旅・夏旅クーポン

③ ③ 利用枚数 _____ 枚
④ ④ クーポン精算額 _____ 円 (=③利用枚数×2,000円)
⑤ ⑤ 合計額 _____ 円 (②+④)

加盟店施設・旅行会社の管理へ
換金請求書(本様式)、利用申込書(原本)、やまがた春旅・夏旅クーポン(原本)を添付の上、ご提出ください。
(利用申込書(原本)、やまがた春旅・夏旅クーポン(原本)はそれぞれ該当施設のみ)
また、振込予定スケジュールは別途精算マニュアルをご確認ください。

申請日 処理年月日 担当者

4 換金スケジュールのご案内

	1回目	2回目	3回目	4回目
締め日 (提出期限)	6月30日(水)	7月15日(木)	7月30日(金)	8月13日(金)
振込予定日	7月30日(金)	8月13日(金)	8月31日(火)	9月15日(水)

	5回目	6回目	7回目	8回目
締め日 (提出期限)	8月31日(火)	9月15日(水)	9月30日(木)	10月15日(金)
振込予定日	9月30日(木)	10月15日(金)	10月29日(金)	11月15日(月)

	9回目	10回目	11回目	12回目
締め日 (提出期限)	10月29日(金)	11月15日(月)	11月30日(火)	12月15日(水)
振込予定日	11月30日(火)	12月15日(水)	12月27日(月)	1月14日(金)

	13回目	14回目		
締め日 (提出期限)	12月31日(金)	1月14日(金)		
振込予定日	1月31日(月)	1月31日(月)		

- 上記締め日までにお知らせしました書類を同封の上、以下事務局まで送付してください。
- 受付期間を過ぎてからの手続きには応じられませんので、必ず期間内にお手続きください。
- 特に事業終了前の春旅・夏旅クーポン（例 最終配布日 12月31日(金)、使用期限 1月6日(木)）は換金受付期限（令和4年1月14日(金)）までの期間が短いのでご注意ください。

【参加事業所のみなさまへ】

- 不正が判明した場合、換金はできません。また、既に換金している場合はその換金額の返還を求めるとともに法的処置をとる場合がございます
- 不正の疑いがある場合、参加事業所（店舗）に対し、県民への販売の事実の確認を求める場合があります。

お問合せ先

県民泊まってお出かけキャンペーン やまがた春旅事務局
〒990-0031 山形県山形市十日町1丁目1-1 三ノ丸ビル5階
TEL 0570-087-125 営業時間 09:30～17:30 土日祝も営業しております
FAX 023-608-3389 e-mail taikai-yamagata@jtb.com